

## 意見公募手続について

### ■意見公募手続の概要と目的

「意見公募手続」は、計画等の策定過程において、計画等の案及びそれに関連する資料を公表し、市民等から当該公表した計画等の案に対する意見の提出を求め、提出された意見等を考慮※して計画等を策定する手続きです。

このような手続きを経ることで、計画等の策定プロセスの透明性・公正性を確保するとともに、市民等の多様な意見を徴取するなどして、より良い施策を実現することを目的としています。

※参考：総務省ホームページ

「考慮」は、提出意見の内容に着目して行われるものであって、提出意見の多寡に着目するものではない。

### ■実施内容（案）

実施主体	越谷サンシティのあり方に関する審議会
実施期間	令和8年1月27日（火）～2月25日（水） [30日間]
周知方法	越谷市ホームページ、Cityメール、X、LINE、広報こしがや2月号
意見提出方法	電子申請、郵送、ファックス、電子メール、意見箱※
※設置場所	南越谷にぎわい推進室、各地区センター・公民館、行政資料コーナー、越谷コミュニティセンター
意見提出者 記載事項	氏名、住所、連絡先（電話番号またはメールアドレス） *市外在住者については、 市内で「在勤」「在学」「活動」を選択